

草津市自動車燃料費・福祉タクシー運賃助成事業

内 容	対象となる障害および程度
<p>市内在住の在宅重度心身障害者及び寝たきり高齢者等に対し、生活行動範囲を広げ積極的に社会参加できるよう、自動車燃料費またはタクシー料金の一部を助成する</p> <p>○自動車燃料費 6枚/3ヵ月(1枚あたり500円) 年間24枚を限度とする。但し、視覚障害者(1・2級)、全身性障害者(四肢機能障害者)、腎臓機能障害者で人工血液透析療法を受けている者は12枚/3ヵ月(1枚あたり500円)年48枚を限度とする。</p> <p>○福祉タクシー 6枚/3ヵ月(1枚あたり500円) 年間24枚を限度とする。但し、視覚障害者(1・2級)、全身性障害者(四肢機能障害者)、腎臓機能障害者で人工血液透析療法を受けている者は12枚/3ヵ月(1枚あたり500円)年48枚を限度とする。</p> <p>○リフト付きタクシー 6枚/3ヵ月(1枚あたり2,340円) 年間24枚を限度とする。</p>	<p>下記の①②③④のいずれかに該当する者</p> <p>①身体障害者手帳1・2級所持者</p> <p>②療育手帳重度所持者</p> <p>③精神障害者保健福祉手帳1級所持者 (ただし、自動車燃料費助成については、自動車税・軽自動車税の減免を受けている者に限る)</p> <p>④介護保険制度の要介護3以上の認定を受けた者 (福祉タクシー・リフト付きタクシーに限る)</p>